令和５年度第３回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会

（対面）会議録

|  |  |
| --- | --- |
| **議題** | 議題１　第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について（意見聴取）議題２　第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について（意見聴取）議題３　令和４年度地域包括支援センター事業運営評価結果について（報告）議題４　地域密着型サービス事業者等の指定更新等について（報告）議題５　介護保険料所得段階区分等の考え方（報告） |
| **日時** | 令和５年１０月４日（水）１４時００分～１５時１５分 |
| **場所** | 茅ヶ崎市地域医療センター等複合施設２階　講堂１ |
| **出席者氏名** | 飯田　誠一、石川　洋子、下里　隆史、芦刈　典子、井上　明、篠原　德守、川戸　茂、大崎　逸朗、鶴田　國夫、渡辺　多茂夫、高田　麗、加藤　潤一、水島　修一（欠席者）水沼　信之（事務局）福祉部長、高齢福祉課長、介護保険課長、高齢福祉課職員、介護保険課職員 |
| **会議の公開・非公開** | 公開 |
| **傍聴人数** | ０人 |
| **非公開の理由** |  |

**議題１　第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について（意見聴取）【資料１－１、資料１－２】説明【高齢福祉課　臼井課長補佐】**

**（事務局）**

初めに、資料１－１をご覧ください。

基本方針ごとの評価、課題、今後の取組を記載した第８期進行管理シートとなっております。

第８期計画については、コロナ禍であったため、個別事業を掲載していなかったことから、従来の手法である事業ごとの評価を行うことができません。このため、令和４年１月に実施した連絡調整会議及び推進委員会で第８期計画の進行管理の手法として、従来の「事業ごとの評価」から変更し、「基本方針ごとの評価」とすることについて決定しております。

第８期の計画期間は令和３年～５年の３か年となっており、令和３年度の評価については昨年に評価を終えているため、本日は令和４年度の評価についてご確認いただきたいと思います。

この資料１－１、第８期進行管理シートについては、６つの基本方針ごとに作成されており、上段の「現状」および「課題」の欄には第８期計画を策定した当時の内容が記載されています。「令和３年度」の評価は昨年に終えているため、着色されている「令和４年度」の欄をご覧ください。令和４年度の取組については全庁に照会をかけて事業実施の有無や実績を回答していただき、その結果を基にこの進行管理シートを作成しております。令和４年度は新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響がまだ残っていたものの、感染症対策を講じながら可能な限り事業を実施した取組が多く見られ、令和３年度よりも事業規模や実施回数が回復しております。課題については、どの基本方針においても新型コロナウイルス感染症の影響が挙げられていました。今後の取組については、評価と課題の内容を踏まえ、次年度以降の取組方針を記載しています。

資料１－２は第７期計画に掲載していた各事業について、令和３年度の実施状況について確認したものです

議題１の説明は以上です。

**（大崎委員長）**

以上、議題１「第８期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進行管理について」事務局から説明がございました。

ご質問やご意見はありますか。

**（川戸委員）**

資料１－１について、各基本方針の上段に記載されている現状と課題の根拠は何でしょうか。

**（事務局）**

第８期計画の第５章基本方針ごとの施策に記載されている各基本方針の現状と課題を引用しています。

**（川戸委員）**

現状について、例えば、基本方針１に記載されている「意欲的に様々な活動に参加し、外出する高齢者が多くみられる傾向にある。」は、他市と比較して記載したものだと思われますが、どのように比較したのでしょうか。

**（事務局）**

令和４年度に実施した第９期計画に関する調査のうち、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は全国共通の調査であるため、本調査で比較しています。

**（水島委員）**

本資料は委員だけでなく、他の関係団体等も把握する必要があると思いますが、市民向けに公開するのでしょうか。

**（事務局）**

茅ヶ崎市付属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱に基づき、本資料だけでなく、本推進委員会の資料は市ホームページに公開することとなっています。

**（大崎委員長）**

他に質問等が無ければ、次の議題に進みます。議題２「第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について」、事務局から説明をお願いいたします。

**議題２　第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について（意見聴取）**

**【資料２】説明【高齢福祉課　臼井課長補佐】**

**（事務局）**

資料２をお開きください。

第９期計画の現時点での素案となっています。表紙をめくっていただき、目次をご覧いただきたいと思います。本計画は第１章から第７章までの章立てとなっており、巻末に資料編をつけております。ご覧の通り、第１章は本計画の概要、第２章は茅ヶ崎市における高齢者の状況、第３章は第８期計画の振り返り、第４章は第９期計画の基本体系、第５章は基本方針ごとの施策、第６章は将来見通しと介護保険料、第７章は進行管理、巻末には資料編を掲載しています。

それでは、本編の概要に入ります。本編の１ページから第１章となります。第１章は、本計画の概要として、１ページに策定の趣旨、２ページに基本理念及び基本方針、３ページには計画の位置づけ、４ページ以降は、計画期間や策定の経過、ＳＤＧｓ、日常生活圏域、エイジフレンドリーシティ等、計画の基礎となる内容を掲載しています。

９ページから第２章となります。第２章は、茅ヶ崎市における高齢者の状況として、人口推移や高齢化率、要介護認定者等の統計データ及び、令和４年度に実施したアンケートの結果のうち、関連する項目を掲載しています。なお、統計データにつきましては、現時点で把握できていない項目については空欄となっております。

２７ページから第３章となります。第３章は、第８期計画の振り返りとして、議題１でお示しした内容を素案に盛り込んでいます。６つの基本方針ごとに、総括・振り返りと、課題及び今後の取組、並びに施策ごとの状況を記載しています。また、令和４年度に実施したアンケートの結果のうち、関連する項目を掲載しています。

４３ページから第４章となります。第４章は、第９期計画の基本体系として、国の基本方針等に関する本市の対応、第９期計画の構成、前計画からの変更点、施策の体系、エイジフレンドリーシティに関連したWHO提唱の８つのトピック、事業のデジタル化やICT活用について掲載しています。４９ページに記載の事業のデジタル化やICT活用については、コロナ禍の教訓と令和４年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえて、第９期計画に反映させるデジタル化やICT活用に関する事業について述べ、スマートフォンやパソコン等の機器を所有していない方々や、所有していても十分に使いこなせない方々への配慮も合わせて、事業のデジタル化やＩＣＴ活用を推進する旨を記載しています。

５１ページから第５章となります。第５章は基本方針ごとの施策を掲載しており、基本方針１～５までについては、８月に連絡調整会議及び、書面開催ではありましたが、本推進委員会で協議した内容となっており、いただいたご意見に基づく修正を踏まえたものとなっています。また、７４ページ以降の基本方針６については、介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業について掲載しています。

　９１ページから第６章となります。第６章は将来見通しと介護保険料について掲載予定ですが、介護報酬の改定内容が確定していないことから、現時点では暫定値または空欄となっています。

　９４ページから第７章として進行管理として、本計画の推進体制、及び本計画の進行管理について記載しています。

９６ページからは、巻末の資料編となっています。

資料編には、本推進委員会の名簿及び審議等の経過、連絡調整会議の審議等の経過、今後実施予定のパブリックコメントの結果や地域包括支援センターの担当地区を記載しており、１０２ページ以降は、用語解説を掲載しています。

素案についてのご説明は以上です。

**（大崎委員長）**

以上、議題２「第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について」事務局から説明がございました。

ご質問やご意見はありますか。

**（井上委員）**

どのページに何が記載されているかは把握できましたが、第９期計画の策定のポイントが掴めなかったので教えていただければと思います。民生委員の立場から、本計画をとおして高齢者福祉のためにどのような観点で取り組むことが望ましいのか、ポイントをお伺いいたします。

**（事務局）**

本年の５月に開催された第一回推進委員会において、第９期計画の基本方針及び施策の方向性についてご協議いただき、今回の素案に盛り込んでいます。資料内１～２ページに記載されているとおり、第９期計画では新興感染症や災害等の外的要因に柔軟に対応できるような体制を構築しながら、施策を着実に展開し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みたいと考え、基本理念に紐づく６つの基本方針から、施策の方向性に沿った事業を展開していきたいと考えています。また、民生委員の活動に関連する記載箇所については、「基本方針３高齢者が安心して暮らせるまちづくり」の施策の方向性３「災害に強いまちづくり」に紐づく事業として避難行動要支援者支援制度や地域で助け合える体制の充実等を掲載しています。

**（井上委員）**

第８期計画と比較してどこが変わったのかについて教えていただけますか。

**（大崎委員長）**

本計画では、第３章で第８期計画の振り返りを記載しており、その内容を踏まえて第４章で第９期計画の基本体系を示し、第５章で基本方針ごとの施策を記載しています。そのため、第５章に記載されている事業や取組が第８期計画の反省を踏まえたものであると考えています。

**（篠原副委員長）**

第９期計画の策定にあたり、チームオレンジとの連携などの取組に関する記載をより充実してください。

**（事務局）**

いただいたご意見を反映できるよう検討します。

**（高田委員）**

第１章本計画の概要の計画策定の趣旨について、地域包括ケアシステムという言葉を多く使っていますが、本計画の上位計画である「みんながつながる　ちがさき地域福祉プラン２」に記載があることと、近年の社会福祉法の改正や国会での答弁などから、地域包括ケアシステムを包含する概念として地域共生社会をより前面に記載してもいいのではないでしょうか。

**（事務局）**

いただいたご意見を反映できるよう検討します。

**（高田委員）**

第５章基本方針ごとの施策について、評価の指標がある事業とない事業が掲載されていますが、指標がない事業はなぜ指標が設定されていないのでしょうか。

**（事務局）**

指標が数値に限られてしまうことや高齢者のみを対象としていないことにより指標が設定しづらい等の理由から、指標がない事業も掲載されています。

**（高田委員）**

評価の指標について、数値等の定量的な指標設定が難しいのであれば、定性的な指標設定をするのはいかがかでしょうか。

**（大崎委員長）**

確かに事業に評価の指標を設定することは重要ですが、第９期計画も素案まで作成しているところから、可能な範囲でご対応を検討いただきたいと思います。

**（川戸委員）**

遡ってしまいますが、資料１－２を確認すると老人クラブ数が令和２年度では９２クラブありますが、令和４年度では７３クラブとなり、大きく減少していると思いますが、担当課はどのように考えていますか。

**（事務局）**

老人クラブの総数が減少した原因として新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったと聞いています。コロナ禍を乗り越えた令和５年度から老人クラブも活動を増やしていけるよう取り組んでいきたいと考えています。

**（鶴田委員）**

コロナ禍で活動を縮小・停止している老人クラブが多かったことから、会長を含め会員の高齢化が進んでおり、退会される方が多くなっている現状があります。

また、地区によっては、連合会単位で一つも老人クラブがないところもあります。

**（事務局）**

老人クラブの抱える問題を改善できるよう、課題を整理して対応を考えていきたいと思います。

**（大崎委員長）**

難しい問題だと思いますが、検討いただきたいと思います。

**（飯田委員）**

第５章基本方針ごとの施策について、より効果的に事業を推進できるように各事業のターゲット（対象者・狙い）を記載したらどうでしょうか。また、基本方針１の施策の方向性（１）に世代間交流を推進する事業が掲載されていますが、園児と施設利用者の交流だけでなく、高齢者と様々な世代が交流すべきと思っています。

**（大崎委員長）**

可能な範囲でご対応を検討いただきたいと思います。

**（芦刈委員）**

先ほど、老人クラブが話題に挙がっていましたが、薬局にいらっしゃる方で地域と交流したいという高齢者の相談を受けることがよくあるので、老人クラブのパンフレット等を薬局に配架するのはどうでしょうか。また、老人というフレーズに抵抗がある方が多い印象があるので、サロン等のフレーズに置き換えてみではどうでしょうか。

**（大崎委員長）**

他に質疑等がなければ、次の議題に進みます。次に、議題３の「令和４年度地域包括支援センター事業運営評価結果について」事務局から説明をお願いいたします。

**議題３　令和４年度地域包括支援センター事業運営評価結果について（報告）**

**【資料３－１、資料３－２、参考資料１、参考資料２】説明【高齢福祉課　本多課長補佐】**

**（事務局）**

　資料３－１をご覧ください。項番２の（５）第３回推進委員会にて、委員の意見を踏まえた市の総合評価を報告、とあります通り、こちらが今回の推進委員会にあたります。

前回の第２回推進委員会は書面開催であったこともあり、委員の皆様からのご意見がございませんでした。本来であれば、委員のご意見を反映したうえで、市としての評価をするところですが、今回は１３地区の地域包括支援センターを総合的な視点で評価いたしました。資料３－１裏面の項番５のまとめにございます通り、評価結果といたしましては、１３地区の包括平均で６６満点中６４．４６点となり、令和３年度と比較して１．３８点上昇しています。令和４年度と令和３年度の評価点比較について、参考表をご確認ください。また、全体としては、「〇」が８２０点から８３８点で１８点上昇しています。特に地域ケア会議ついては、令和４年度から地域包括支援センターの機能強化のひとつとして、各センターで年２回以上の地域ケア会議の開催と４つの機能を全て実施するよう委託内容に含めたこともあり、センター全体で地域ケア会議に関する「〇」が１０点上昇しています。

資料３－２につきましては、１３地区のセンターごとの事業運営評価シートです。シートの下段にあります茅ヶ崎市総合評価の欄に共通の評価内容と各センターごと個別項目の評価内容を記載していますので、ご確認お願いします。

ご説明は以上となります。

（大崎委員長）

以上、議題３「令和４年度地域包括支援センター事業運営評価結果について」事務局から説明がございました。ご質問やご意見はありますか。

なければ次の議題４「地域密着型サービス事業者等の整備方針、指定更新等について」について事務局から説明をお願いします。

**議題４　地域密着型サービス事業者等の整備方針、指定更新等について（報告）【資料４】説明【介護保険課　原口課長補佐】**

**（事務局）**

令和５年７月２日から令和５年９月１日までに指定等があった地域密着型サービス事業所につきましてご報告いたします。指定等の件数が上段「１」の表になり、具体的な事業所一覧は下段「２」の表のとおりとなります。

更新が１件、廃止が１件となっています。１件の廃止理由につきましては、利用者がいないことによるものになります。

ご説明は以上となります。

**（大崎委員長）**

以上、議題４「地域密着型サービス事業者等の整備方針、指定更新等について」事務局から説明がございました。ご質問やご意見はありますか。

なければ次の議題５「介護保険料所得段階区分等の考え方」について事務局説明をお願いします。

**議題５　介護保険料所得段階区分等の考え方（報告）【資料５】**

**説明【介護保険課　石堂課長補佐】**

　まず、介護保険の財源と、介護保険料の決め方について説明します。

　素案の９１ページをご覧ください。市町村によって調整交付金の率が変動するものの、中央部分の円グラフのとおり、介護保険の財源は、おおむね、５０％が被保険者からいただく保険料、５０％が公費、という構成となっています。

　次に、具体的な介護保険料の決め方について説明します。

　素案の９２ページをご覧ください。現時点では、第９期の介護保険料額は決定しておりません。これから、私どもは第９期の介護給付費の見込みなどを推計し、介護報酬の改定内容も考慮したうえで、第９期の介護保険料を決めてまいります。

　９２ページのフローのとおり、まず、被保険者数の推計を行い、その後、要介護等認定者数の推計を行います。その後、居宅・施設・居住系サービス種別給付費を推計します。

　続いて、９３ページをご覧ください。９２ページのフローに基づき推計したものが「標準給付費見込額」にあたります。また、包括的支援事業費などの「地域支援事業費」の推計も行います。

そして、これらの費用をまかなうため、第１号被保険者の皆様からどの程度の介護保険料をいただく必要があるのか、を逆算していき、さらに、国からの調整交付金の見込額や介護保険運営基金の取崩額も考慮し、最終的に「保険料基準額」を決定します。

続いて、資料５をご覧ください。本市の介護保険課では、第１号被保険者の皆様に対し、直接、介護保険料を賦課・徴収させていただいておりますが、保険料額は一律ではなく、その被保険者様の所得や世帯課税状況によって異なる保険料額を設定させていただいています。介護保険料における所得段階設定につきましては、介護保険法や介護保険法施行令といった法律において、国が標準所得段階を設定しており、第８期の国の標準所得段階数は９段階となっています。この国が定めた標準所得段階数を基準とし、各市町村において所得段階数を変更したり、保険料額の設定につきましても各市が条例で定めることが認められています。

なお、最近の国の動向といたしまして、今年の７月に開催された厚生労働省社会保障審議会におきまして、国の標準所得段階のうち、最も高所得の段階を細分化することにより多段階化を行う方針が示されています。

今後、本市では第９期の介護給付費の推計などを行ったうえで第９期の介護保険料を決めてまいりますが、このような国の方針も考慮し、本市といたしましても、現在１１段階ある介護保険料の所得段階区分につきまして、高所得の段階をより多段階化することにより、被保険者の負担能力に見合った保険料額の設定を行いたいと考えています。説明は以上です。

**（大崎委員長）**

議題５「議題５「介護保険料所得段階区分等の考え方」事務局から説明がございました。

ご質問やご意見はありますか。

**（井上委員）**

　介護保険給付費に対し、介護保険料が不足する状態になっていませんか。

**（事務局）**

一定の公費を投入する前提にはなりますが、介護保険料は足りておりますので、介護保険事業を実施できております。

なお、被保険者からいただいた介護保険料が、必要な介護給付費を上回った場合、その余剰分については介護保険運営基金に積み立て、翌年度以降に活用しております。

**（大崎委員長）**

以上で議題は終了となります。事務局から連絡事項等はありますか。

**（事務局）**

事務局から連絡事項が１点ございます。

次回の委員会の開催につきましては、来年１月に書面開催を予定しています。皆様に資料を送付させていただきます。以上です。

**（大崎委員長）**

では議題が全て終了いたしましたので令和５年度第３回推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。